

(学校による対処)

18 次に掲げる場合には、町教育委員会の指導及び支援を得ながら、その重大な事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに学校内に特別組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(1) いじめと判断できる行為により生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめと判断できる行為により生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

19 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

(学校評価における留意事項)

20 学校評議員会において、いじめ再発防止への対策等についても評価項目の一つとして適正に評価を受けます。